主 文

本件上告を棄却する。

理 由

弁護人太田米吉の上告趣意について、

被告人が実刑に処せられた結果、その家族が生活困難になるからといつて、その 判決を目して憲法に違反するということのできないことは、当裁判所の屡々判例と するところであり、所論はその実質において量刑不当の主張を出でないものと認め られるから適法の上告理由にあたらない。また記録を調べても刑訴四一一条を適用 すべきものとは認められない。

よつて同四一四条、三八六条一項三号により裁判官全員一致の意見で主文のとおり決定する。

昭和二八年三月一一日

最高裁判所第二小法廷

_	精	Щ	霜	裁判長裁判官
茂		山	栗	裁判官
郎	八	田	藤	裁判官
- 郎	唯 -	村	谷	裁判官